

令和7年度版

入札・契約制度について

目 次

1. 競争入札の流れ……………	P 1
2. 現場説明について……………	P 3
3. 予定価格の事前公表について……………	P 4
4. 入札について……………	P 5
5. 開札について……………	P1 2
6. 落札について……………	P1 4
7. 入札不調について……………	P1 7
8. その他……………	P1 7
9. 入札書様式……………	P1 8
10. その他の様式……………	P20
11. 伊勢崎市競争入札心得……………	P2 4
12. 令和7年度競争入札日程予定表……………	P2 9

伊勢崎市財政部契約検査課契約係

住 所 〒372-8501

群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410番地

電話番号 0270-27-2713

ファクス 0270-22-5214

HP <https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/zaiseibu/keiyaku/index.html>

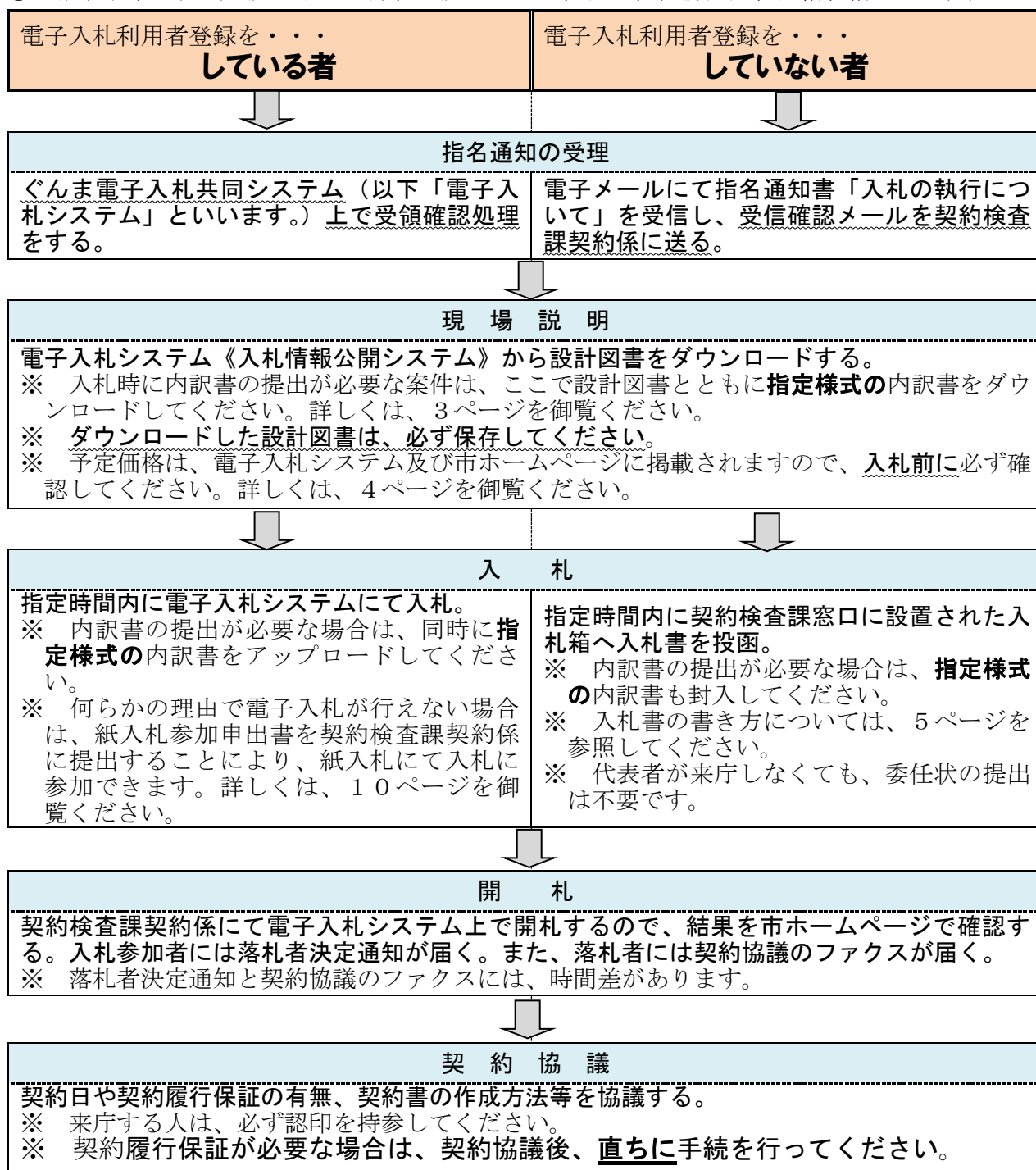
1. 競争入札の流れ

競争入札には、**電子入札対応案件**と**非対応案件**があります。昨今は、電子入札の利用者登録者が増え、ほぼ全ての案件が電子入札対応案件となっており、非対応案件は、年間を通して数件ほどです。また、本市が行う入札方式は**指名競争入札**と**条件付き一般競争入札**の2種類があり、指名競争入札は建設工事の一部、建設コンサル、物品、役務委託、修繕、借上その他の案件で用い、条件付き一般競争入札は建設工事のみに用いています。

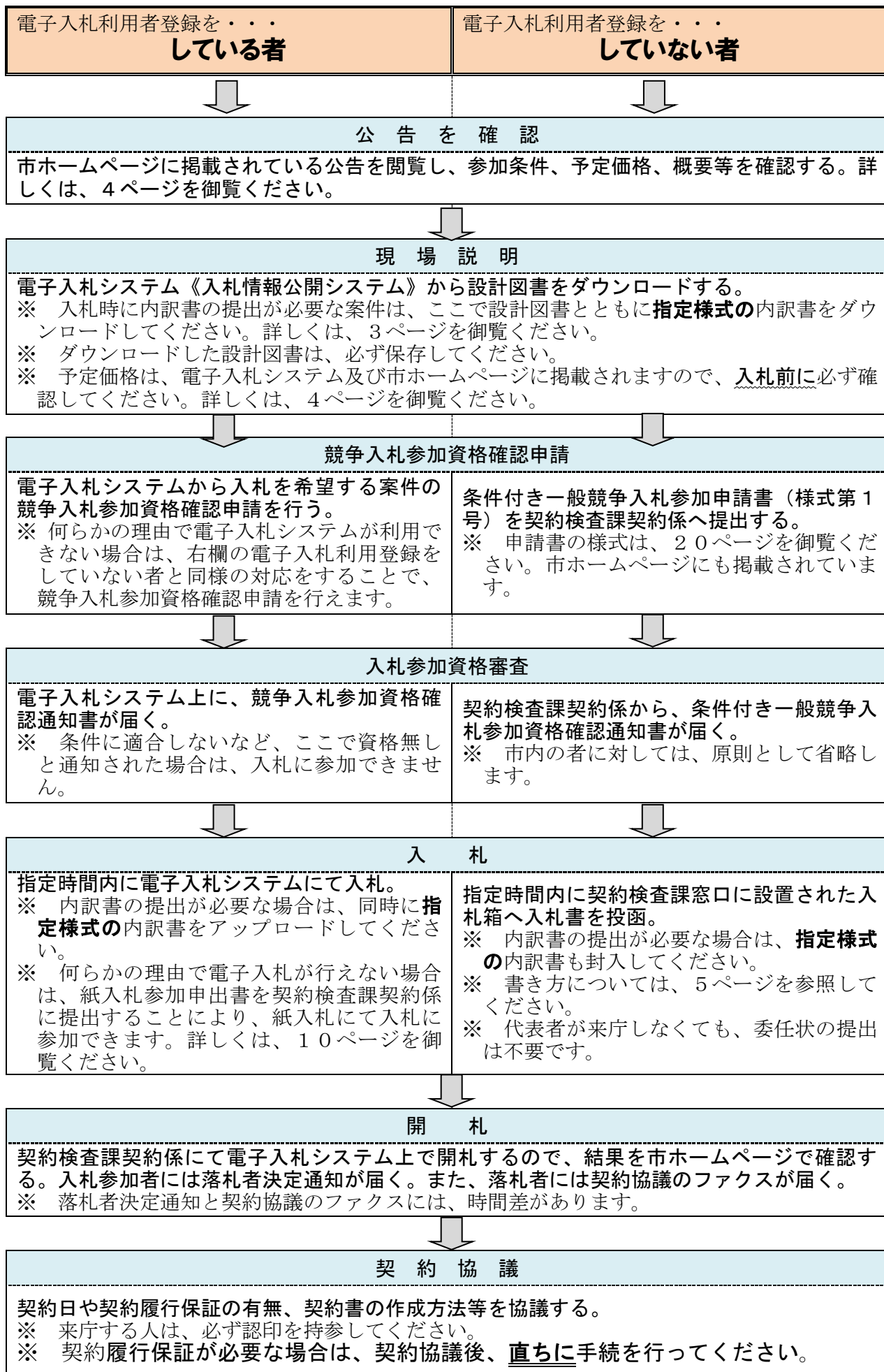
競争入札の流れは、電子入札対応案件か非対応案件か、指名競争入札か条件付き一般競争入札か、さらに入札者各々が電子入札利用者登録をしているかしていないかによって異なりますので、次に示すフロー図に従って手続を進めてください。

(1) 電子入札対応案件

① 指名競争入札（建設工事の一部、建設コンサル、物品、役務委託、修繕、借上その他）

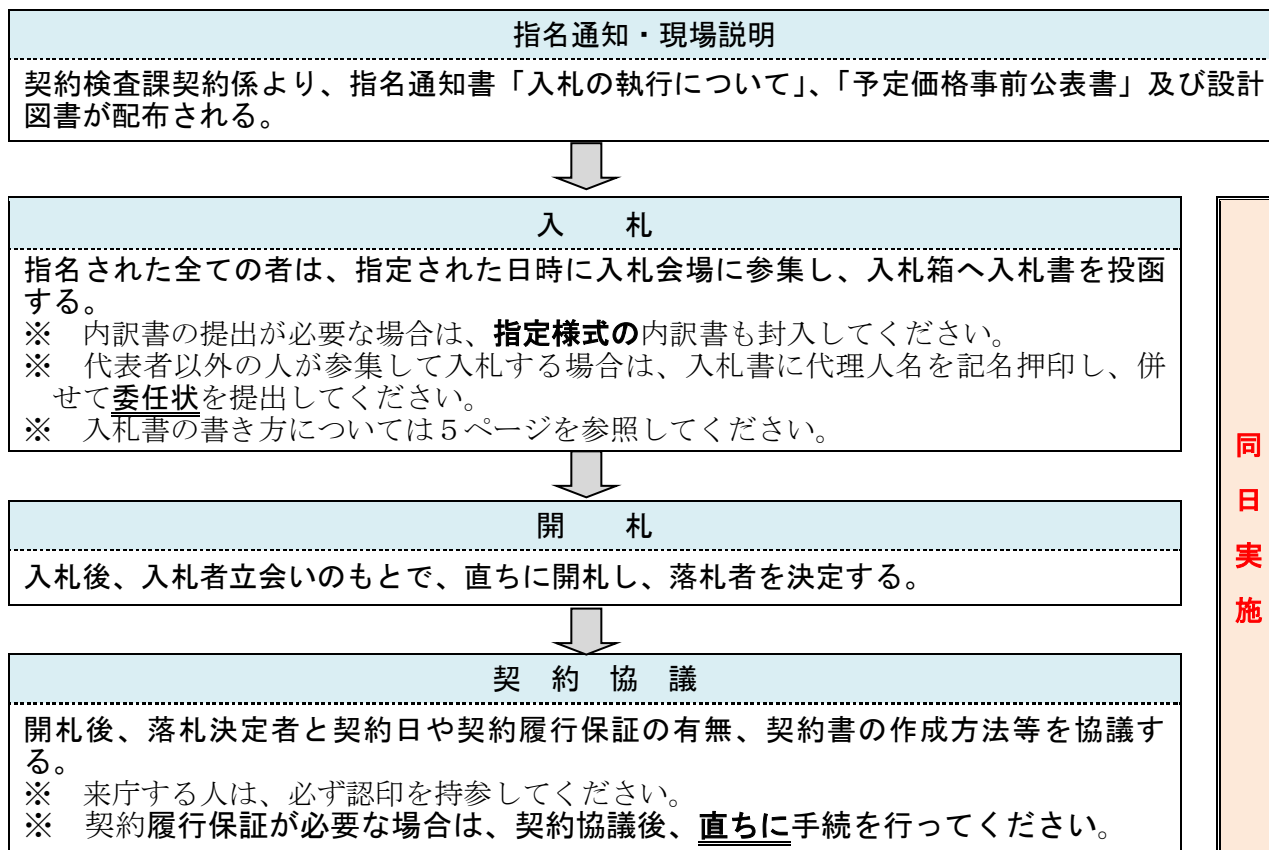


② 条件付き一般競争入札（建設工事の一部）



(2) 電子入札非対応案件 (=紙入札のみ)

指名競争入札のみ



2. 現場説明について

(1) 電子入札対応案件

電子入札システムの利用者登録をしているか否かにかかわらず、設計図書は電子入札システムの**入札情報公開システム**からダウンロードできますので、該当案件の設計図書をダウンロードし、**必ず保存**してください。指名競争入札案件は電子入札システムへのログインが必要ですが、ログインできない場合は、パスワードの有効期限が切れていることなどが考えられますので、再発行手続を行ってください。

※ ダウンロードした設計図書は、落札した場合に契約書に綴じ込んでいただきます。入札日を過ぎるとダウンロードできなくなりますので、必ずデータは保存しておいてください。

※ 入札時に内訳書の提出が必要な案件は、設計図書とともに**指定様式**の内訳書をダウンロードしてください。当該案件における**指定された様式の内訳書の未提出、入札金額と内訳書記載内容との相違、無記名のもの等は入札が無効となります**ので、御注意ください。詳しくは、6ページを御覧ください。

※ パスワード再発行手続などの電子入札システムに関わるお問合せは、**ぐんま電子入札共同システムヘルプデスク（電話番号0120-511-306）**にお願いいたします。

(2) 電子入札非対応案件

指名された者へ指名通知書「入札の執行について」、「予定価格事前公表書」及び設計図書が配布されます。

(3) 現場説明図書に対する質問回答について

現場説明図書に関する御質問のある場合は、質問書（**指定様式**）に質問事項を記入し、電子メール、ファクス又は持参により契約検査課契約係に提出してください。御質問に対する回答は、市ホームページに掲載いたします。なお、質問の受付期間及び回答日は、条件付き一般競争入札については公告を、指名競争入札については指名の通知をそれぞれ御確認ください。

物品における同等品の確認、役務委託や修繕等における現場確認等も、この質問回答手続が必要となります。

※ 質問書の様式のダウンロードその他現場説明図書に対する質問回答については、22ページ及び

市ホームページ>産業・入札・開発>入札・契約>入札>入札案件の現場説明図書
に対する質問回答

を御覧ください。

<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/zaiseibu/keiyaku/keiyaku/1989.html>

※ 電子メール又はファクスにより質問書を提出した場合は、着信確認のため必ず契約検査課契約係に電話連絡（0270-27-2713）をしてください。

※ 質問の方法は、上記のとおり質問書を契約検査課契約係へ電子メール、ファクス又は持参のいずれかの方法による提出のみとなります。電子入札システムを用いての質問には回答できませんので、御注意ください。

※ 公告又は指名の通知に記載された質問の受付期限を過ぎてからなされた質問には回答いたしませんので、御注意ください。

3. 予定価格の事前公表について

伊勢崎市では、公共工事等に関する入札・契約制度について競争性、透明性の確保及び公平性を高め、不正行為による漏えい防止を図る観点から、競争入札に係る全ての案件の予定価格（税抜）を原則事前公表いたします。公表の方法としては、入札公告や市ホームページ及び電子入札システムの入札情報公開システムに掲載するほか、市民情報コーナーにおいても閲覧できるようにしています。

※ 長期継続契約の案件は、初年度分のみの税抜き金額が表示されます。

※ 条件付き一般競争入札の公告は、

市ホームページ>産業・入札・開発>入札・契約>入札>入札に関する公告
に掲載されています。

<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/zaiseibu/keiyaku/keiyaku/2029.html>

※ 予定価格の公表は、

市ホームページ>産業・入札・開発>入札・契約>入札>入札案件予定価格の公表
に掲載されています。

<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/zaiseibu/keiyaku/keiyaku/3057.html>

4. 入札について

4-1. 電子入札利用者登録をしていない方（＝紙入札）

伊勢崎市競争入札心得（24ページ及び市ホームページ＞産業・入札・開発＞入札・契約＞入札・契約に関する要綱・要領・様式等）を遵守し、入札してください。

<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/zaiseibu/keiyaku/3065.html>

(1) 入札書（18ページ・19ページ）

- 所定の入札書に、入札日、住所・商号等・代表者の**職名**と氏名、入札金額、件名、履行場所を正確に記載し、**押印**してください。また、入札書の上部に**捺印**をお願いします。

※ 住所・商号等、代表者の職名と氏名は、競争入札参加資格審査申請の申請者と同じとなります。競争入札参加資格審査申請において伊勢崎市に委任状を提出している場合は、当該委任状において指定した代理人（支店長、営業所長等）の住所・商号等・職名と氏名を用いてください。

※ 印鑑は、**入札書・契約書とも同じ印鑑**を使用してください。競争入札参加資格審査申請において伊勢崎市に委任状を提出している場合は、当該委任状の代理人欄に押印した印鑑を用いてください（当該代理人欄に複数の印を押印した場合は、入札書等にも複数押印してください。）。

- ★ 代表者の役職印がないため、代表者の個人印を使用する場合は、社印も併せて押印していただいております。
- ★ 競争入札参加資格審査申請において支店等に委任している場合で、支店長印、営業所長印等の役職印がないため、支店長、営業所長等の個人印を使用する場合は、支店印・営業所印等も併せて押印していただいております。支店印・営業所印等もない場合は、会社印を併せて押印していただいております。

※ **上下水道局の案件は、入札書の様式が異なります**ので注意してください。

なお、上下水道局に該当するものは、「総務課（水道）」、「上水道整備課」、「浄水課」、「下水道施設課」、「治水課（水道）」及び「下水道整備課」の6課です。

※ **入札書と見積書は、様式が異なります**。不明な場合は、必ず事前に御確認ください。**入札においては必ず本市指定の「入札書」を用いてください。**

※ 複数の案件の入札書を同時に提出する場合は、封筒に記載する案件名等と入札書の内容に相違がないか、よく御確認ください。

- 入札金額は、税抜きを記入してください。

※ **金額の訂正は、無効**となります。

※ 予定価格を事前公表した案件において、**予定価格を上回る入札は、無効**となります。

※ 長期継続契約の案件は、初年度分のみの税抜き総金額が入札金額となりますので、「1月当たりの金額（税抜き）×初年度の月数」により算出した金額としてください。

- 入札書に記載する日付は、入札日と開札日が異なる場合、**入札日を記載**してください。

- 入札書の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

市ホームページ>産業・入札・開発>入札・契約>入札・契約に関する要綱・要領・様式等

<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/zaiseibu/keiyaku/3065.html>

入札書見本

様式第5号（第11条関係）

（宛先）伊勢崎市長

入札書

代表者印
※競争入札参加資格審査申請において委任状を提出している場合は、当該委任状の代理人欄に押印した印鑑を用いてください。

令和7年〇月〇日

入札日
※開札日ではありません。

住所又は所在地 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410番地
商号又は名称 (株)〇〇〇建設
代表者 職・氏名 代表取締役 伊勢崎 太郎
(代理人)

競争入札参加資格審査申請において委任状を提出している場合は、当該委任状において指定した代理人（支店長、営業所長等）の住所・商号等・職名と氏名を用いてください。

入札・開札同日（＝電子入札非対応案件）で、代表者が入札に来られない場合のみ、記名・代理人押印をし、委任状を提出してください。

代表者の職名と氏名の記入漏れに御注意ください。

1 入札金額

伊勢崎市用…伊勢崎市契約規則
水道局用…伊勢崎市上下水道事業契約規程

¥	1	2	3	0	0	0	0	0	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

税抜き額

2 件名 市道（伊）〇〇号線改良工事

3 履行場所又は納入場所 〇〇町地内

くじ番号（電子入札対応案件のみ）
※ 欄外に3桁の任意の数字を記入してください。

くじ番号〇〇〇

(2) 内訳書

物品購入、借上げや役務委託の単価契約等は、その入札金額の積算根拠や単価確認のため、入札時に内訳書の提出が必要な場合があります。**指定の内訳書**に単価等必要事項を記入し、入札書とともに封入してください（7ページ参照）。

※ 内訳書に用いる住所・商号等、代表者の職名及び氏名は、入札書と同じにしてください。

※ 内訳書の提出が必要な案件における指定された様式の内訳書の未提出、入札金額と内訳

書記載内容との相違や、無記名のもの等は、入札が無効になりますので、御注意ください。

※ 建設工事の案件における工事費内訳書の様式については、次のとおりお願いいたします。

- ① 当該案件について、電子入札システム《入札情報公開システム》から設計図書をダウンロードする際に、工事費内訳書の様式が掲載されており、併せてダウンロードできる場合は、当該ダウンロードできる工事費内訳書をダウンロードして用いてください。
- ② 当該案件について、電子入札システム《入札情報公開システム》から設計図書をダウンロードする際に、工事費内訳書の様式が掲載されていない場合は、市ホームページから様式をダウンロードして用いてください（8ページ参照）。

市ホームページ>産業・入札・開発>入札・契約>入札・契約に関する要綱・要領・様式等

<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/zaiseibu/keiyaku/3065.html>

必ず指定された様式を用いてください！

入札日を記入
(開札日ではありません)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 伊勢崎市長

競争入札参加資格審査申請において委任状を提出している場合は、当該委任状において指定した代理人（支店長、営業所長等）の住所・商号等・職名と氏名を用いてください。

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

押印は不要です。

※入札書への押印（捨て印含む。）は必要です。

内 訳 書

代表者の職名と氏名の記入漏れに御注意ください。

件 名 〇 〇 〇 〇 〇

No.	名 称	単位	数量	単価(円)	金額(単価×数量)(円)	備考
1	△ △ △ △	◇	◇			
2	▽ ▽ ▽ ▽	◆	◆			
合 計 (入札金額)						

※1 消費税は含まない。

※2 の入札金額が入札書の金額になります。

※ 「値引き▲〇〇, 〇〇〇円」等の根拠が不明確となる記載は、しないでください。

※ 電卓等を使用して、提出前に必ず再計算してください。

必ず指定された様式を用いてください！！

記載例

(宛先)伊勢崎市長

積算項目は、
「大項目」、「中項目」まで
金額を算定して下さい。

競争入札参加資格審査申請において委任状を提出している場合は、当該委任状において指定した代理人（支店長、営業所長等）の住所・商号等・職名と氏名を用いてください。

住 所
商号又は名称

入札日を記入
(開札日ではありません)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

押印は不要です。

※入札書への押印（捨て印含む。）は必要です。

工 事 費 内 訳 書

工 事 名 〇〇〇〇工事

種目別内訳

代表者の職名
と氏名の記入漏れに御注意ください。

名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額
〇〇工事					
〇〇〇〇	◆◇◇	◇	◇	◇◇◇,◇◇◇	◇◇◇,◇◇◇
〇〇〇	◆◇◇	◇	◇	◇◇◇,◇◇◇	◇◇◇,◇◇◇
〇〇〇〇〇	◆◇◇	◇	◇	◇◇◇,◇◇◇	◇◇◇,◇◇◇
〇〇〇〇	◆◇◇	◇	◇	◇◇◇,◇◇◇	◇◇◇,◇◇◇
〇〇〇	◆◇◇	◇	◇	◇◇◇,◇◇◇	◇◇◇,◇◇◇
〇〇	◆◇◇	◇	◇	◇◇◇,◇◇◇	◇◇◇,◇◇◇
〇〇	◆◇◇	◇	◇	◇◇◇,◇◇◇	◇◇◇,◇◇◇
〇〇〇	◆◇◇	◇	◇	◇◇◇,◇◇◇	◇◇◇,◇◇◇
●〇●〇					
〇●●〇	◆◇◇	◇	◇	◇◇◇,◇◇◇	◇◇◇,◇◇◇
〇●〇	◆◇◇	◇	◇	◇◇◇,◇◇◇	◇◇◇,◇◇◇
〇〇〇〇	◆◇◇	◇	◇	◇◇◇,◇◇◇	◇◇◇,◇◇◇
直接工事費					◇◇◇,◇◇◇
共通仮設費		式	1		◇◇◇,◇◇◇
純工事費計					◇◇◇,◆◆◆
現場管理費		式	1		◇◇◇,◆◆◆
工事原価					◇◇◇,◆◆◆
一般管理費					◇◆◆,◇◇◇
一般管理費		式	1		◇◆◆,◇◇◇
工事価格					◆◆◆,◆◆◆

工事価格は、応札価格と同額とする。(税抜)

※ 「値引き▲〇〇, 〇〇〇円」等の根拠が不明確となる記載は、しないでください。

※ 電卓等を使用して、提出前に必ず再計算してください。

(3) 委任状

委任状の提出は、不要です。ただし、入札日が同日の場合（＝電子入札非対応案件）における代表者以外の方が参集しての入札には、委任状の提出が必要です。

市ホームページ＞産業・入札・開発＞入札・契約＞入札・契約に関する要綱・要領・様式等

<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/zaiseibu/keiyaku/3065.html>

委任状見本

必ず指定された様式を用いてください！！

様式第6号（第11条関係）

①
委 任 状

令和7年〇月〇日

入札日

※開札日ではありません。

（宛先）伊勢崎市長

入札書と同じ人を記載してください。

入札書と同じ印を用いてください。

住所又は所在地 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410番地
商号又は名称 (株)〇〇〇建設
代表者 職・氏名 代表取締役 伊勢崎 太郎 ①

代表者の職名と氏名の記入漏れに御注意ください。

私は 伊勢崎之助 ① を代理人と定め、次の物件の入札に関する一切の権限を委任いたします。

入札書の提出に来られる方の個人印を押印してください。

1. 件名 市道（伊）〇〇号線改良工事

2. 履行場所又は納入場所 〇〇町地内

(4) 封入

- 1 案件ごとに封筒に入れ、糊付けしてください。なお、封入前に、入札書にくじ番号を記載したか御確認ください。
- 内訳書の提出が必要な案件は、入札書と併せて**指定様式**の内訳書を封入してください。
- 封筒の規格は、**長3**を使用してください。(A 4 三つ折が入る大きさ)
- 封筒の表面に、**指名通知書「入札の執行について」に記載された6桁の管理番号**、件名、履行場所、会社名を記載してください。**管理番号が不明な場合は、契約検査課契約係までお問合せください(電話：0270-27-2713)。**

表面に会社名が印刷された封筒を使用する場合は、会社名の記載は不要です。

封筒記載例

000000	
入札書在中	
件 名	〇〇町地内〇〇工事
履行場所	〇〇町地内
会社名 (株) 〇〇〇〇	

6桁の管理番号

(5) 入札書の提出

- 指名通知書「入札の執行について」又は公告で指定された期間・時間内に提出してください。
- 当日、契約検査課窓口に入札箱が設置されます。**入札書の入った封筒を契約検査課契約係職員が確認した後に入札箱に投函**してください。

(6) 辞退 (23ページ)

何らかの事情により入札を辞退する場合は、**事前に契約検査課契約係に連絡(電話番号 0270-27-2713)をした上で**、入札執行が完了するまでに入札辞退届を提出してください。

※ 契約検査課契約係へ直接持参しての提出が原則です。やむを得ず郵便等で提出する場合は、入札執行が完了するまでに必着です。

※ 入札辞退届は、市ホームページよりダウンロードできます。

市ホームページ>産業・入札・開発>入札・契約>入札・契約に関する要綱・要領・様式等

<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/zaiseibu/keiyaku/3065.html>

4-2. 電子入札利用者登録済みの方

伊勢崎市競争入札心得 (24ページ及び市ホームページ>産業・入札・開発>入札・契約>入札・契約に関する要綱・要領・様式等) を遵守し、入札してください。

<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/zaiseibu/keiyaku/3065.html>

- 電子入札には、**ICカード及び利用者登録が必要**となります。電子入札システムに関わる

お問合せはぐんま電子入札共同システムヘルプデスク（電話番号0120-511-306）

をお願いいたします。

※ 電子入札利用者登録をしているにもかかわらず、何らかの理由で電子入札が行えない場合は、紙入札参加申出書を契約検査課契約係に提出することにより、紙入札にて入札に参加できます。申出書の様式は、21ページ及び市ホームページに掲載されています。

市ホームページ>産業・入札・開発>入札・契約>入札・契約に関する要綱・要領・様式等

<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/zaiseibu/keiyaku/3065.html>

● 指名通知書又は公告で指定された期間・時間内に電子入札システムから入札を行ってください。

※ 入力した入札金額は、開札日時までいかなる理由があっても誰からも見ることはできません。また、訂正もすることができませんので、御注意ください。

※ 入札金額とともに、**くじ番号**も忘れずに入力してください。

※ 予定価格を事前公表した案件において、**予定価格を上回る入札は、無効**となります。

※ 長期継続契約の案件は、初年度分のみの税抜き総金額が入札金額となりますので、「1月当たりの金額（税抜き）×初年度の月数」により算出した金額としてください。

● 入札時に内訳書の提出が必要な場合は、**指定された様式の内訳書**を併せてアップロードしてください。

※ ファイル形式は、エクセルかPDFとしてください。

※ 内訳書の記入例については、7ページ、8ページを御覧ください。

※ 住所・商号等、代表者の職名と氏名は、**競争入札参加資格審査申請の申請者**と同じとなります。**競争入札参加資格審査申請**において伊勢崎市に委任状を提出している場合は、当該委任状において指定した代理人（支店長、営業所長等）の住所・商号等・職名と氏名を用いてください。

※ 内訳書の提出が必要な案件における指定された様式の内訳書の未提出、入札金額と内訳書記載内容との相違や、無記名のもの等は、入札が無効になりますので、御注意ください。

※ 建設工事の案件における工事費内訳書の様式については、次のとおりお願いいたします。

① 当該案件について、電子入札システム《入札情報公開システム》から設計図書をダウンロードする際に、工事費内訳書の様式が掲載されており、併せてダウンロードできる場合は、当該ダウンロードできる工事費内訳書をダウンロードして用いてください。

② 当該案件について、電子入札システム《入札情報公開システム》から設計図書をダウンロードする際に、工事費内訳書の様式が掲載されていない場合は、市ホームページから様式をダウンロードして用いてください。

市ホームページ>産業・入札・開発>入札・契約>入札・契約に関する要綱・要領・様式等

<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/zaiseibu/keiyaku/3065.html>

- 入札を辞退する場合は、電子入札システムで“辞退”を選択してください。
- ※ 入札後の辞退は受付できませんので、御注意ください。
- 指名通知書又は公告で指定された入札時間内に入札がなかった場合は、“失格”となります。
- ※ 電子入札システムにて“辞退”を選択しなかったり、契約検査課契約係に入札辞退届を出さずに入札がなかった場合は、ペナルティを科せられることがあります。

4－3．公正な入札の確保

- 入札参加者は、刑法や独占禁止法等に抵触する行為をしてはいけません。
- 入札参加者は、他の入札参加者と入札意思、入札価格、入札書や内訳書等の提出書類の作成について相談してはいけません。
- 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対し、入札意思、入札価格、入札書や内訳書等の提出書類について開示してはいけません。
- 以下に掲げる場合は、入札を中止したり、延期をする場合があります。この場合、入札者が損害を受けることがあっても、市はその弁償の責めを負いませんので、御了承ください。
 - 1 不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき。
 - 2 天災地変その他やむを得ない事情が生じたとき。
 - 3 入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- 入札に不正があったと認められる場合は、当該入札を取り消すことがあります。この場合、入札者が損害を受けることがあっても、市はその弁償の責めを負いませんので、御了承ください。
- 入札参加者は、市が公正な入札の確保のための調査や措置に対し、協力をしてください。

5．開札について

5－1．電子入札非対応案件の場合

(1) 開札方法① 入開札が別日の場合

- 指名通知書「入札の執行について」に記載した期日・場所で行います。
- 事前に任意に依頼した立会者のもとで開札を行います。代理人に委任する場合は、立会人委任状を提出してください。
立会人及び代理人以外の方で立会いを希望される方は、直接会場へお越しください（立会人委任状の提出は、不要です）。

(2) 開札方法② 入開札が同日の場合

- 入札後、入札者立会いのもとで、直ちに開札を行います。

(3) 開札結果

開札後、市ホームページに開札結果を掲載します。

市ホームページ＞産業・入札・開発＞入札・契約＞入札＞入札経過・結果の情報

<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/zaiseibu/keiyaku/keiyaku/2800.html>

※ 市民情報コーナーにおいても閲覧できます。

(4) 無効とする入札

- 1 入札書記載の金額・氏名・その他入札要件の記載が確認できないもの。
- 2 入札書記載の金額を訂正したもの又は氏名の下に押印がないもの。
- 3 同一の入札者又はその代理人が、同一案件に2通以上の入札をしたもの。
- 4 入札者の資格を制限した場合において、無資格者のしたもの。
- 5 開札に立会いを要する場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないもの。
- 6 談合その他不正行為があったと認められるもの。
- 7 2人以上の代理をした者が入札をしたもの。
- 8 予定価格を事前公表した案件で、予定価格を上回る入札をしたもの。
- 9 内訳書の提出を要する案件で、内訳書の提出が無い、又は内訳書記載の金額その他入札要件の記載が確認できないもの。
- 10 その他特定事項に違反したもの。

(5) 立会者（入札が別日の場合）

- 任意で立会者を選ばせていただきます。
- 現場説明の時に立会依頼書をお渡しします。
 - ※ 立会依頼書を受けた方の代理人が立ち会う場合は、立会人委任状の提出が必要ですので、開札日当日に持参してください。
- 開札開始前までに開札会場へお越しください。

(6) 同額抽選のくじ引き

落札となるべき金額を入札した者が2者以上ある場合の落札決定については、直ちに当該入札者が立会いをしている場合はその者に、また、立会いをしていない場合は入札事務に関係のない職員が代わってくじ引きをして、落札者を決めます。

5-2. 電子入札対応案件の場合

(1) 開札方法

電子入札システムで行います。

(2) 開札結果

開札後、市ホームページ及び電子入札システムの入札情報公開システムで開札結果を公表します。

市ホームページ>産業・入札・開発>入札・契約>入札>入札経過・結果の情報

<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/zaiseibu/keiyaku/keiyaku/2800.html>

※ 市民情報コーナーにおいても閲覧できます。

(3) 無効とする入札

- 1 入札者の資格を制限した場合において、無資格者のしたもの。

- 2 談合その他不正行為があったと認められるもの。
- 3 予定価格を事前公表した案件で、予定価格を上回る入札をしたもの。
- 4 内訳書の提出を要する案件で、内訳書の提出が無い、又は内訳書記載の金額その他入札要件の記載が確認できないもの。
- 5 その他特定事項に違反したもの。

(4) 同額抽選のくじ引き

落札となるべき金額を入札した者が2者以上ある場合の落札決定については、入札時に入力したくじ番号を用いて電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定します。

6. 落札について

入札者又は落札者が不正の入札をしたとき、不正の入札をさせたとき、談合の事実があったと認められるときは、入札執行を無効とし、落札者の決定を取り消します。

(1) 落札者への連絡

落札者には、開札日に、ファクスで連絡いたします。

※ 電子入札の場合は、電子入札システムからも落札者決定通知書が発送されます。

(2) 契約協議について

落札通知（ファクス）に記載のある日時に、契約検査課契約係へお越しく下さい。その際、来庁される人は、認印を持参してください。

※ 契約履行保証が必要な場合は、契約協議後、直ちに手続を行ってください。

(3) 契約書の提出

- 契約協議書に記載のある予定契約日（開札日を含めて7日以内）までに契約書を作成し、契約検査課契約係へ提出してください。特別な事情がなく期間内に契約書を提出しない場合は、落札の効力を失うので御注意ください。
- 契約履行保証が必要な場合は、手続を済ませ、契約書と併せて保証書（約款も含む。）も提出してください。
- 社会保険加入確認書の提出が必要な場合（建設工事、建設コンサル及び役務委託）は、契約書と併せて提出してください。

(4) 契約書の作成

契約書

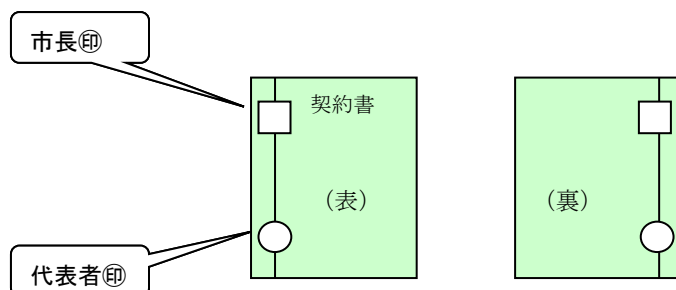
下記①～⑧を**2部**製本・作成し、契約検査課契約係へ提出してください。

- ① 契約書のおもて
- ② (品名内訳書・単価内訳書)
- ③ 約款 ※ 両面刷りとなっておりますので、複製時に御注意ください。
※ 約款に削除条項があるページには、必ず**捨印**を字に掛かるように押してください。
- ④ (質問回答書)
- ⑤ (建設リサイクル法関係書類) ※ 説明書・分別解体等の計画書は予算執行課へ1部提出、法第13条及び省令第4条に基づく書面と別紙については、契約書に綴ってください。
- ⑥ 設計書 (金額は、記入しない。)
- ⑦ 仕様書
- ⑧ (業務委託特記仕様書、施工条件明示、図面、個人情報取扱特記事項ほか)

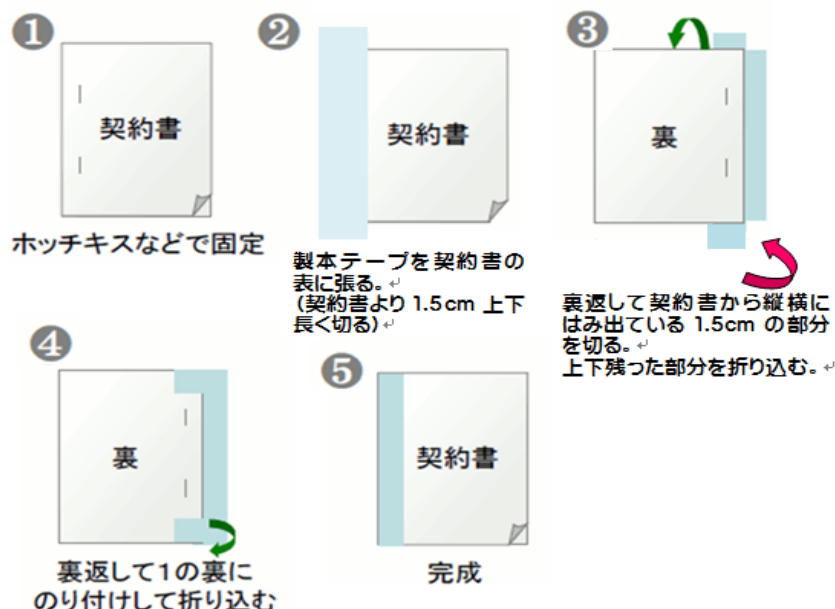
※ ②、④、⑤及び⑧については、案件により付かない場合があります。

製本

- 綴り方は袋とじとし、表裏各1箇所ずつ割印をしてください。
 - ホチキス等で固定してから製本テープを貼ってください。
 - 濃色や凹凸のある製本テープは、使用しないでください。
- ※ 建設工事の案件において、電子入札システム《入札情報公開システム》からダウンロードして入札時に入札書と同時に提出（アップロード）した工事費内訳書は、契約書に綴じ込まないでください。
- ※ 建設工事の案件において、電子入札システム《入札情報公開システム》に掲載されていた見積参考資料は、契約書に綴じ込まないでください。
- ※ 建設工事案件のうち群馬県土木積算システムを使用している案件は、図面を契約書に綴じ込まなくても構いません。なお、**水道施設工事の案件は、これに該当しませんので、図面を必ず契約書に綴じ込んでください。**



袋とじ



使用印鑑

印鑑は、入札書・契約書とも同じ印鑑を使用してください。競争入札参加資格審査申請において伊勢崎市に委任状を提出している場合は、当該委任状の代理人欄に押印した印鑑を用いてください（当該代理人欄に複数の印を押印した場合は、複数押印してください。）。

- 法人の場合
 - 競争入札参加資格審査申請において本社登録の場合 → 代表者印
 - 競争入札参加資格審査申請において支店等に委任している場合 → 支店長等印

※ 代表者の役職印がないため、代表者の個人印を使用する場合は、社印も併せて押印してください。

※ 競争入札参加資格審査申請において支店等に委任している場合で、支店長印、営業所長印等の役職印がないため、支店長、営業所長等の個人印を使用する場合は、支店印・営業所印等も併せて押印してください。支店印・営業所印等がない場合は、会社印を併せて押印してください。

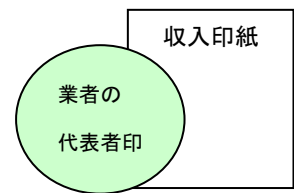
- 個人の場合 … 個人印
- 約款に削除条項があるページには、必ず捺印を字に掛かるように押してください。

収入印紙

- 印紙税額は、課税事業者の場合は税抜きが対象で、免税事業者の場合は税込みの金額が対象です。
- 既製品の購入は、単価契約のものを含め収入印紙は不要です。
- 既製品の購入以外の単価契約について、契約書（設計書、仕様書等一式を含む。）に単価と数量の記載があり、総価格が計算できる場合は、**総価格分に応じた印紙**を貼ってください。

※ 単価か数量のどちらか一方のみの記載の場合は、200円の印紙を貼ることになります。

- 長期継続契約の場合、契約締結年度以降の予定総額も合算した総価格分で算出した金額を貼ってください。
- 印紙を貼るのは、発注者（市）用のみで結構です。
- 契約書の上部余白に貼り、右図のように印で割ってください。



- 印紙税額について不明な点がございましたら、税務署にお問合せください。

7. 入札不調について

次の場合は、入札を不調とします。

- 最低制限価格を設けた入札において、入札参加者全員が最低制限価格未満の入札をしたとき。
- 低入札価格調査制度を適用した入札において、入札参加者全員が失格基準価格未満の入札をしたとき。
- 全員が辞退したとき
- その他有効な入札がなかったとき

8. その他

令和7年度の競争入札日程については、29ページのとおりです。

なお、日程は変更になる場合もあり、補正予算等に絡み臨時日程で入札を執行する場合もありますので、御了承ください。

9. 入札書様式

様式は、市ホームページからダウンロードすることができます。

市ホームページ>産業・入札・開発>入札・契約>入札・契約に関する要綱・要領・様式等

<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/zaiseibu/keiyaku/3065.html>

伊勢崎市用（上下水道局及び伊勢崎市民病院の案件には用いないください。）

※これは「入札書」です。随意契約の見積合せに用いる「見積書」は様式が異なります。

様式第5号（第11条関係）

入札書

令和 年 月 日

(宛先) 伊勢崎市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者	職・氏名

印

(代理人)

印

指示事項を了知し、地方自治法、地方自治法施行令及び伊勢崎市契約規則を了承の上、次のとおり入札します。

1 入札金額

[illegible]

2 件名

3 履行場所又は納入場所

※これは「入札書」です。随意契約の見積合せに用いる「見積書」は様式が異なります。

様式第5号(第11条関係)

入 札 書

令和 年 月 日

(宛先) 伊勢崎市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者 職・氏名

㊞

(代理人)

㊞

指示事項を了知し、地方自治法、地方自治法施行令及び伊勢崎市上下水道事業契約規程を了承の上、次のとおり入札します。

1 入札金額

金													円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

2 件名

3 履行場所又は納入場所

10. その他の様式

様式は、市ホームページからダウンロードすることができます。

市ホームページ>産業・入札・開発>入札・契約>入札・契約に関する要綱・要領・様式等

<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/zaiseibu/keiyaku/3065.html>

条件付き一般競争入札参加申請書

様式第1号（第4条関係）

条件付き一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者 職 氏名 ⑩

次の物件について、条件付き一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて申請します。

なお、破産の宣告又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受け復権を得ない者等でないこと並びに添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約いたします。

- 1 件 名
- 2 履行場所
- 3 管理番号

紙入札参加申出書

様式第1号（5関係）

令和 年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

申出者

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

⑥

紙入札参加申出書

次の案件については電子入札対象案件となっていますが、電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札での参加を申し出ます。

1 案件番号及び案件名称

2 電子入札システムを利用できない理由

質 問 書

令和 年 月 日

(宛先) 伊勢崎市長

(質問者)

住所又は所在地

商号又は名称

代表者 職・氏名

1 案件番号 _____ ※不明な場合は、記載不要です。

2 案件名称 _____

上記案件について、次のとおり質問いたしますので回答下さるようお願い申し上げます。

N o .	設計書仕様書等のページ番号	質 問 内 容

※ 質問に対する回答は、回答期限の午後5時までにホームページに掲載します。

※ 質問に対する回答は、契約時には現場説明図書の一部として契約書に綴ってください。

※ 回答日は、公告又は指名通知書に明示されています。

様式第7号（第12条関係）

入 札 辞 退 届

件名 _____

上記について指名を受けましたが、都合により入札参加を辞退します。

令和 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者 職・氏名

⑨

(宛先)伊勢崎市長

注

- 1 この届の提出により、今後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。
- 2 この届は、入札執行前にあつては、入札執行者に直接持参又は郵送若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便により送付し、入札執行中にあつては、この届又は入札書に指名を辞退する旨を明記して入札執行者に直接提出してください。
- 3 列車の遅れ等やむを得ず入札に参加できなかったときは、事後においても必ず入札執行者に直接持参してください。
- 4 入札を無断で辞退することがないように十分注意してください。

1 1. 伊勢崎市競争入札心得

市ホームページにも掲載されています。

市ホームページ>産業・入札・開発>入札・契約>入札・契約に関する要綱・要領・様式等
<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/zaiseibu/keiyaku/3065.html>

伊勢崎市競争入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、伊勢崎市が執行する一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定めるものとする。

(入札等)

第2条 伊勢崎市契約規則（令和5年伊勢崎市規則第62号。以下「規則」という。）第11条第1項（第21条において準用する場合を含む。）の規定により、入札参加者は、入札書を作成し、封書にして自己の名等を表記し、入札の日時に入札の場所へ提出しなければならない。この場合において、電子入札（規則第2条第6号に規定する電子入札をいう。以下同じ。）による場合にあっては、規則第11条第2項（第21条において準用する場合を含む。）の規定により、ぐんま電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を用いて提出するものとする。

2 規則第11条第5項（第21条において準用する場合を含む。）の規定により、入札参加者は、代理人に入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

3 規則第11条第6項及び第7項（第21条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により、入札参加者又は入札参加の代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理を兼ねることはできない。

4 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

5 入札参加者は、複数の物件の入札に参加しようとする場合、同時に入札書の提出を求められるので、事前に封筒に記載する案件名等と入札書の内容に相違がないことをよく確認し、入札しなければならない。

6 入札参加者は、設計書、図面及び仕様書並びにその他書面等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、設計書、図面、仕様書等について疑義があるときは、書面により関係職員の説明を求めることができる。

7 入札及び契約に関して用いる言語は日本語とし、用いる通貨は日本円とする。

8 入札参加者は、入札に当たって知り得た秘密を漏らしてはならず、現場説明用設計図書等の資料、データ等の保管及び管理に万全を尽くし、外部に漏えいしてはならない。入札執行後においても、また同様とする。

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、その見積金額の100分の5以上を入札保証金として納めなければならない。ただし、規則第10条第2項（第21条において準用する場合を含む。）の規定により入札保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

(入札の辞退)

第4条 規則第12条第1項（第21条において準用する場合を含む。）の規定により、

入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 規則第12条第2項（第21条において準用する場合を含む。）の規定により、入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出なければならない。この場合において、電子入札による場合にあっては、電子入札システムにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当課に直接持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届を入札を執行する者に直接提出し、若しくは郵便若しくは信書便により送付（入札執行の完了に至るまでに入札を執行する者に到達した物に限る。）し、又は入札を辞退する旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第5条 入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は、行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札意思、入札価格又は入札書、内訳書その他提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格又は入札書等を意図的に開示してはならない。

4 入札参加者は、市が実施する公正な入札の確保のための調査及び措置への協力を求められた場合は、その求めに応じなければならない。

5 入札参加者は、電子入札システムを用いる場合は、電子証明書を不正に使用してはならない。

（入札の取りやめ等）

第6条 規則第14条第2項（第21条において準用する場合を含む。）の規定により、入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、市はその弁償の責めを負わない。

2 規則第14条第1項（第21条において準用する場合を含む。）の規定により、不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき又は天災その他やむを得ない事情が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、市はその弁償の責めを負わない。

3 規則第14条第3項（第21条において準用する場合を含む。）の規定により、入札に不正があると認めるときは、当該入札を取り消すことがある。この場合において、

入札参加者が損害を受けることがあっても、市はその弁償の責めを負わない。

(無効の入札)

第7条 規則第13条(第21条において準用する場合を含む。)の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札参加者の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 同一事項に対し同時に2以上の入札をした者の入札
- (4) 入札に際して不正のあった者のした入札
- (5) 入札書に必要な事項を記載しなかった者のした入札
- (6) 金額を訂正した入札及び記名押印を欠く入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 予定価格を事前公表した物件の場合で、予定価格の制限の範囲を超える価格の入札
- (10) 内訳書等の提出を要する物件の場合で、当該内訳書等の提出がない、又は内訳書の記載金額その他の記載内容に不備がある入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した者のした入札

(入札書の引換え、変更等)

第8条 地方自治法施行令第167条の8第3項(第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により、提出した入札書の引換え、変更等は、認めない。

2 提出された入札書等は、開札前も含め返却しない。

3 入札参加者が連合し、若しくは不穏な行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合は、入札書等を必要に応じ公正取引委員会、警察当局及び建設業許可権者に提出する等、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第10条等に定めるところにより取り扱う場合がある。

(落札者の決定)

第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項及び規則第16条第1項(第21条において準用する場合を含む。)の規定により、入札を行った者のうち、契約の目的に応じて、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 規則第8条第1項(第21条において準用する場合を含む。)の規定により調査基準価格を設けた場合において、調査基準価格を下回る価格の入札が行われたとき(これらの規定により失格基準価格を併せて設けた場合は、調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格以上の価格で入札が行われたとき)の落札者は、落札者の決定を保留して必要な調査を行い、決定する。

3 入札参加者は、前項の調査に協力しなければならない。

4 規則第16条第5項(第21条において準用する場合を含む。)の規定により、最低制限価格を設けた場合の落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者とする。

5 地方自治法施行令第167条の10の2(第167条の13において準用する場合

を含む。)の規定により総合評価落札方式により入札を行った場合の落札者は、伊勢崎市総合評価落札方式試行要領（平成20年7月1日制定）の定めるところにより決定する。

- 6 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により課されるべき地方消費税に相当する額を合算した額（以下「消費税等相当額」という。）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）をもって落札価格とする。この場合において、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税等相当額を含めないこととする。

（再度入札）

第10条 規則第15条（第21条において準用する場合を含む。）の規定により、開札をした場合において予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行うことができる。

- 2 入札回数は、2回を限度とする。

（同価格の入札者が2以上ある場合の落札者の決定）

第11条 地方自治法施行令第167条の9の規定により、落札となるべき同価格（総合評価落札方式により入札を行った場合は、同じ総合評価点）の入札者が2以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。電子入札による場合にあっては、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。

（再度入札によっても落札者が決定しない場合）

第12条 当該入札について2回の入札をした結果落札者がない場合は、入札手続のやり直しを行うか、又は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約により契約を締結する。

（入札会場での禁止事項）

第13条 入札中の私語は、情報交換と錯誤を招くためこれを慎み、公正な入札を妨害するような行為は、禁止とする。

- 2 入札中の情報通信機器の使用は、禁止とする。

（現場説明用設計図書等の返却）

第14条 貸与した現場説明用設計図書等がある場合は、係員の指示に従い指定場所に返却しなければならない。

（契約の締結）

第15条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当課等から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の通知を受けた日から7日以内に、これを契約担当課等に提出しなければならない。ただし、契約担当課等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

- 3 落札者が正当な理由がなくて契約を締結しない場合は、伊勢崎市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成17年1月1日制定）に基づく指名停止措置を行う。この場合において、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、その事実があ

った後3年間競争入札に参加させないことができる。

- 4 規則第16条第9項（第21条において準用する場合を含む。）の規定により、入札参加者又は落札者が不正の入札をしたとき又はさせたと認めたとき若しくは明らかに談合の事実があったと認められるときは、入札の執行を無効とし、落札者の決定を取り消すことがある。

（契約保証金）

第16条 落札者は、契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第31条第3項の規定により契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- 2 規則第31条第1項の規定により、前項の契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。この場合において、規則第31条第2項の規定により読み替えて準用する第10条第3項の規定により、有価証券の提供、金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。

（異議の申立て）

第17条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、決裁の日（令和3年8月4日決裁）から施行する。

附 則

この心得は、令和6年2月1日から施行する。

12. 令和7年度競争入札日程予定表

回数	・一般競争入札 公告日 ・指名競争入札 指名通知発送 日 ・現場説明日	条件付き 一般競争入 札参加資格 確認申請 受付日	条件付き 一般競争入 札参加資格 確認通知書 送付日	設計図書に 対する質問 受付締切 日	設計図書に 対する質問 回答日	入札日	開札日	契約協議	予定契約日
1	4月10日	4月10日 4月11日	4月14日	4月15日	4月16日	4月21日 4月22日	4月23日	4月24日	4月28日
2	4月25日	4月25日 4月28日	4月30日	5月7日	5月8日	5月13日 5月14日	5月15日	5月16日	5月21日
3	5月16日	5月16日 5月19日	5月20日	5月21日	5月22日	5月27日 5月28日	5月29日	5月30日	6月4日
4	5月30日	5月30日 6月2日	6月3日	6月4日	6月5日	6月10日 6月11日	6月12日	6月13日	6月18日
5	6月13日	6月13日 6月16日	6月17日	6月18日	6月19日	6月24日 6月25日	6月26日	6月27日	7月2日
6	6月27日	6月27日 6月30日	7月1日	7月2日	7月3日	7月8日 7月9日	7月10日	7月11日	7月16日
7	7月11日	7月11日 7月14日	7月15日	7月16日	7月17日	7月22日 7月23日	7月24日	7月25日	7月30日
8	8月1日	8月1日 8月4日	8月5日	8月6日	8月7日	8月19日 8月20日	8月21日	8月22日	8月27日
9	8月22日	8月22日 8月25日	8月26日	8月27日	8月28日	9月2日 9月3日	9月4日	9月5日	9月10日
10	9月5日	9月5日 9月8日	9月9日	9月10日	9月11日	9月16日 9月17日	9月18日	9月19日	9月24日
11	9月26日	9月26日 9月29日	9月30日	10月1日	10月2日	10月7日 10月8日	10月9日	10月10日	10月15日
12	10月17日	10月17日 10月20日	10月21日	10月22日	10月23日	10月28日 10月29日	10月30日	10月31日	11月5日
13	10月31日	10月31日 11月4日	11月5日	11月6日	11月7日	11月11日 11月12日	11月13日	11月14日	11月19日
14	11月21日	11月21日 11月25日	11月26日	11月27日	11月28日	12月2日 12月3日	12月4日	12月5日	12月10日
15	12月12日	12月12日 12月15日	12月16日	12月17日	12月18日	1月6日 1月7日	1月8日	1月9日	1月14日
16	1月9日	1月9日 1月13日	1月14日	1月15日	1月16日	1月20日 1月21日	1月22日	1月23日	1月28日
17	2月6日	2月6日 2月9日	2月10日	2月12日	2月13日	2月17日 2月18日	2月19日	2月20日	2月25日
18	3月6日	3月6日 3月9日	3月10日	3月11日	3月12日	3月17日 3月18日 3月19日 (※)	3月19日 3月23日 (※)	3月25日	4月1日

(※)・・・電子入札非対応案件

注1 一般競争入札の公告は、市ホームページ又は建設業界紙に掲載いたします。

市ホームページ>産業・入札・開発>入札・契約>入札>入札に関する公告

<https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/zaiseibu/keiyaku/keiyaku/2029.html>

注2 日程は、諸事情により変更になる場合がありますので御了承ください。

注3 入札書の受付時間は、公告又は指名通知書で御確認ください。



A series of horizontal dashed lines for writing.